

# 福ひとり親マル福制度のご案内



正式名称:ひとり親医療福祉費支給制度

▼ 日立市独自の制度:所得制限の撤廃 ※児童のみ:自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

<p>対象のかた</p>	<p>①18歳未満*<sup>1</sup>の児童を育てているひとり親とその児童                  ②20歳未満の児童が高等学校等*<sup>2</sup>の学生または一定の障害の状態*<sup>3</sup>にあるひとり親とその児童                  ③父母のいない前記の児童                  ④配偶者が一定の障害の状態*<sup>3</sup>にあり、長期にわたって労働能力を失っているかたとその児童</p> <p>*<sup>1</sup> 18歳到達後の最初の3月31日まで *<sup>2</sup> 通信課程や4年以上の専攻過程は除く                  *<sup>3</sup> 障害の程度は、児童扶養手当法施行令別表第1による</p> <p>※①、②、③、④に該当しなくなったときや、婚姻(事実婚を含む)したときは資格喪失となります。</p>				
<p>受給者証をもらう</p>	<p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉を持参します。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険証(本人と子) ②本人と子の全部事項証明書(戸籍謄本)*                  ③マイナンバーのわかるもの ④申請者の本人確認ができるもの                  ⑤市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書                  (⑤は転入されたかたのみが必要なものです)</p> <p>※日立市の児童扶養手当証書、離婚届の受理証明書でも申請できます。                  また、マル福と児童扶養手当の両方を申請する場合、全部事項証明書(戸籍謄本)や離婚届の受理証明書が共通の添付書類になります。マル福の申請はコピーをいただき原本をお返ししていますので、先にマル福の申請をお願いします。</p> <p>子が18歳など、申請状況により添付書類が異なります。</p> <p>詳しくは国民健康保険課(☎0294-22-3111 内線204・205)までご相談ください。</p>				
<p>受給者証を使う</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 1220 459 1518"> <p>県内</p> </td> <td data-bbox="459 1220 1501 1518"> <p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。(薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金:1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで                      入院自己負担金:1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで                      残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1518 459 1684"> <p>県外</p> </td> <td data-bbox="459 1518 1501 1684"> <p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。後日、窓口で支給申請が必要です。</p> </td> </tr> </table> <p><u>マル福制度が使用できないもの</u></p> <p>*健康保険証が使用できない診療や薬                  *学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気                  →マル福制度の代わりに災害共済給付制度(スポーツ保険)を使用します。                  詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。</p> <p><u>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u></p> <p>*交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</p>	<p>県内</p>	<p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。(薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金:1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで                      入院自己負担金:1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで                      残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p>	<p>県外</p>	<p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。後日、窓口で支給申請が必要です。</p>
<p>県内</p>	<p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。(薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金:1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで                      入院自己負担金:1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで                      残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p>				
<p>県外</p>	<p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。後日、窓口で支給申請が必要です。</p>				

<p><b>支給申請</b> をする</p>	<p>◇<b>県外での診療などにより、受給者証を医療機関で使用できなかったとき</b> →国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所で支給申請が必要です。 マル福助成分の医療費が支給されます。</p> <p>◇<b>18歳までの児童が入院したとき</b> →市独自の制度により入院時の食事代が助成されるため、支給申請が必要です。</p> <p>※申請期限：診療月から5年間 〈必要なもの〉 ①領収書（受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの） ②請求するかたの銀行口座がわかるもの ③受給者証 ④健康保険証 〈持っている場合に必要なもの〉 ・診療（調剤）明細書 ・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額がわかるもの</p>									
<p><b>子の 自己負担金 の助成を受ける</b></p>	<p>日立市では、市独自の制度により <u>18歳未満のかたの外來自己負担金（1日600円）</u> や入院自己負担金（1日300円）の助成を行っています。</p> <p>助成を受けるためには「医療福祉費自己負担金支給申請書」を国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に提出するか、電子申請での口座登録が必要です。</p> <p><b>※同世帯の保護者のかたの口座を登録します。</b></p> <p><b>※口座内容や助成金の受取人の変更をするときには再度、申請が必要です。</b></p> <table border="1" data-bbox="357 808 1485 1424"> <thead> <tr> <th>医療機関での支払い方法</th> <th>助成方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           受給者証を使用して受診し、 支払い額が <u>600円</u> のとき ※未振込みの場合にはお問い合わせください。         </td> <td>           登録口座に <u>自動振込み</u> </td> <td>           ・診療後3か月程度で口座へ振込みます ・支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。         </td> </tr> <tr> <td>           ・受給者証を使用しなかったとき （<u>県外での受診を含む</u>） ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき ・令和2年4月からの入院食事代 ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金         </td> <td>           窓口での <u>手続き</u> が必要         </td> <td>           国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。 《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間         </td> </tr> </tbody> </table>	医療機関での支払い方法	助成方法	備考	受給者証を使用して受診し、 支払い額が <u>600円</u> のとき ※未振込みの場合にはお問い合わせください。	登録口座に <u>自動振込み</u>	・診療後3か月程度で口座へ振込みます ・支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。	・受給者証を使用しなかったとき （ <u>県外での受診を含む</u> ） ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき ・令和2年4月からの入院食事代 ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金	窓口での <u>手続き</u> が必要	国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。 《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間
医療機関での支払い方法	助成方法	備考								
受給者証を使用して受診し、 支払い額が <u>600円</u> のとき ※未振込みの場合にはお問い合わせください。	登録口座に <u>自動振込み</u>	・診療後3か月程度で口座へ振込みます ・支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。								
・受給者証を使用しなかったとき （ <u>県外での受診を含む</u> ） ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき ・令和2年4月からの入院食事代 ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金	窓口での <u>手続き</u> が必要	国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。 《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間								
<p><b>受給者証を 更新する</b></p>	<p>受給者証は毎年、7月1日に更新があります。</p> <p>通知日：6月下旬 *自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。 *窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。</p>									
<p><b>受給者証の内容 を変更する</b></p>	<p>受給者証には氏名、住所、健康保険証の情報などが記載されています。健康保険の変更などにより記載内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、電子申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。</p> <p>〈必要なもの〉①健康保険証 ②医療福祉費受給者証 ③申請者の本人確認ができるもの</p>									

**電子申請をご利用ください!**

- ・保険証や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・自己負担金の口座登録

上記の手続きについては、電子申請が可能です。  
マイナンバーカードをご準備の上、日立市ホームページ内の電子申請リンクからご申請ください。



ホームページはこちら

**お問い合わせ先**

〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号  
日立市 保健福祉部 国民健康保険課  
医療福祉係  
電話 0294-22-3111 内線 204・205  
IP 050-5528-5078